

ご存じですか？ 10月17日(月)～23日(日)は 「行政相談週間」です

20日(木)は男衾と用土に相談所を開設！

10月17日から23日は「行政相談週間」です。この週間は、行政相談制度を広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの相談をお待ちしています。役所の仕事などについて「わからない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望を受け付けています。町では、心配ごと相談所と併せ、原則第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。10月20日(木)は、相談員が男衾と用土に向いて相談をお受けします。詳しくは本誌18頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。国・県・町の仕事（福祉、道路、医療、保険、年金、郵便など）でわからないこと、またはご意見・ご要望のある方は、お気軽にご相談ください。

寄居町の行政相談委員



斉藤ともえさん
(上平・下小路)



石川武美さん
(木持)

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」
電話／0570・090110 FAX／048・600・2336
インターネット／<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。

募集します！ 寄居町行政改革推進委員会委員

町では、寄居町行政改革推進委員会委員を募集します。

行政改革推進委員会とは、寄居町の行政改革の推進に関する事項を調査審議する機関です。委員会は、「町政について優れた識見を有する者、公募による町民」のうち、町長が委嘱する9人以内の委員で構成されます。現在の委員がまもなく任期満了となりますので、このうちの「公募による町民」枠の2人の新たな委員を募集します。女性の方もぜひご応募ください。熱意のある方の応募をお待ちしています。

応募資格／20歳以上の町内在住の方および町の他の審議会や委員会等の公募による委員になっていない方

募集人数／2人

任期／平成25年10月31日までの2年間

会議／年1、2回程度(平日の昼間開催)、2時間程度

申し込み／総合案内、または企画課で配布している申込書と作文を企画課へ持参してください。町公式ホームページからもダウンロードできます。なお、郵送・ファックス・Eメールでの申し込みも可能です。

作文／「寄居町の行政改革に期待すること」をテーマに、あなたの考えや提案等を800字以内でお書きください(建設的で前向きなご意見を期待しています)。手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、Eメールの場合はA4判で印刷できる設定で800字以内とします。

受付期間／9月7日(水)～28日(水)※持参の場合は開庁時にご持参ください。郵送の場合は9月28日(水)必着とします。ファックス・Eメールの場合は9月28日(水)送信日有効とします。

選考／応募理由・作文から推量される考え方や、性別・年齢などのバランスを考慮し、審査により決定します。

選考結果／応募された方全員に文書で通知します。

問い合わせ／企画課 (☎581・2121内線362、FAX581・5100、〒369-1292寄居町大字寄居1180番地1、Eメールkikaku@town.yorii.saitama.jp) へ。

埼玉県知事選挙投・開票結果 上田清司氏が再選

任期満了に伴う埼玉県知事選挙が7月31日に行われ、上田清司氏が当選されました。当日の有権者数は埼玉県全体で、577万9044人。投票率は埼玉県全体で、24.89パーセント、寄居町で、30.38パーセントでした。投・開票結果の概要は、次のとおりです。

問い合わせ／選挙管理委員会 (☎581・2121内線314) へ。

投票区別投票率

投票区	投票所	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
第1投票区	寄居町勤労福祉センター	1,431	348	24.32
第2投票区	寄居小学校体育館	3,075	667	21.69
第3投票区	西部コミュニティセンター	1,707	420	24.60
第4投票区	寄居町生涯学習舎	124	57	45.97
第5投票区	カタクリ体育センター	906	258	28.48
第6投票区	折原いこい館	1,220	312	25.57
第7投票区	鉢形コミュニティセンター	2,484	576	23.19
第8投票区	寄居町鉢形財産区会館	2,416	532	22.02
第9投票区	町立男衾保育所	2,387	520	21.78
第10投票区	上郷南区公会堂	2,175	507	23.31
第11投票区	男衾コミュニティセンター	3,239	722	22.29
第12投票区	今市高蔵寺会館	801	269	33.58
第13投票区	町立寄居保育所	1,962	409	20.85
第14投票区	桜沢小学校体育館	1,990	479	24.07
第15投票区	用土小学校体育館	3,711	849	22.88
期日前投票所 (役場1階101会議室)			2,077	7.01
合計		29,628	9,002	30.38

候補者別得票数 (敬称略)

届出番号	党派	候補者氏名	得票数	
			埼玉県	寄居町
1	無所属	原富 悟	171,750	1,019
2	無所属	上田 清司	1,191,071	7,597
3	無所属	武田 信弘	50,252	249



※期日前投票所の投票率は、全体の有権者数に対する投票率

来春就学予定者の就学時健康診断の実施について

教育委員会では、平成24年4月に小学校へ入学するお子さんを対象に、各小学校で「就学時健康診断」を実施します。就学予定者には、保護者の方に通知書を郵送しますので、お忘れのないよう受診してください。

就学時健康診断日程表

学校名	実施日	受付時間	学校名	実施日	受付時間
寄居小学校	10月19日(水)	午後1時～1時10分	折原小学校	10月26日(水)	午後1時10分～1時20分
桜沢小学校	10月21日(金)	午後1時10分～1時20分	鉢形小学校	10月27日(木)	午後1時15分～1時25分
用土小学校	10月18日(火)	午後1時～1時20分	男衾小学校	10月20日(木)	午後1時～1時30分

問い合わせ／教育総務課 (☎581・2121内線512) へ。

送付物

60歳到達月のおよそ3カ月前
ア 受給資格(納付済期間等が25年以上)があり、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただきます。
イ 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12カ月未満の方は、受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内が送付されます。

年金の裁定請求について
※裁定請求とは…年金受給権を有する人が、その支払いを国(納付保険者に請求)することです。
年金を請求する方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。

年金 あたいた

65歳到達月のおよそ3カ月前
ア 受給資格があるが国民年金の期間のみの方や厚生年金の期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
イ 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

ため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内が送付されます。
ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内が送付されます。
ア 受給資格があるが国民年金の期間のみの方や厚生年金の期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
イ 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。